



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共) 1か月2,200円

目次

- 告示
 - 939 換地計画に関する地積を特に減じて換地を定める土地の指定 (農村計画課)
 - 940 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)
- 公安委員会告示
 - 40 警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施

告 示

和歌山県告示第939号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を、平成19年7月4日付で地積を特に減じて換地を定める土地として指定したので、その旨を公告する。

平成19年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積 ㎡	特に減ずる地積 ㎡	摘要
白浜町	栄	平才野	447-1	田	田	409	157	
白浜町	栄	平才野	448-1	田	田	714	500	
白浜町	栄	馳出	727-1	田	田	682	396	
白浜町	栄	小堤	845-1	田	田	1,072	381	
白浜町	栄	入ノ口	896	田	田	611	481	
白浜町	栄	上柳原	1010	田	田	634	465	
白浜町	栄	中新田	1240-1	田	田	1,127	353.6	
白浜町	栄	中新田	1255	田	田	998	201	
白浜町	中	江崎	1377	田	田	1,404	379	
白浜町	中	江崎	1504-1	田	田	545	450	

和歌山県告示第940号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成19年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
南部船びき網	紀州日高漁業協同組合の地区のうち日高郡みなべ町埴田	総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う機船船びき網漁業

申本棒受網加入区

申本漁業協同組合の地区のうち申本地区

棒受網漁業を主とする漁業(昭和58年和歌山県告示第612号において設定された漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち申本漁業協同組合の区域のうち申本地区に係る棒受網漁業を主とする漁業)

田並2号棒受網加入区

申本漁業協同組合の地区のうち田並地区

棒受網漁業を主とする漁業(昭和58年和歌山県告示第612号において設定された漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち申本漁業協同組合の区域のうち田並地区に係る棒受網漁業を主とする漁業)

須江加入区	須江漁業協同組合の区域	棒受網漁業を主とする漁業(昭和54年和歌山県告示第626号において設定された漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち須江漁業協同組合の区域に係る棒受網漁業を主とする漁業)
-------	-------------	---

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第40号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。

平成19年7月24日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 実施する審査の種類及び級

- (1) 空港保安警備業務1級及び2級
- (2) 施設警備業務1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
- (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

2 審査日時、場所及び定員

区分	種別及び級	審査日時	審査場所	定員
第1回目	空港保安警備業務1級及び2級 施設警備業務1級及び2級 交通誘導警備業務1級及び2級 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級 貴重品運搬警備業務1級及び2級	平成19年10月3日(水)午前10時から午後4時まで	和歌山市小松原通1丁目1番地 和歌山県民文化会館	合計50名
第2回目	同上	平成19年11月28日(水)午前10時から午後4時まで	同上	同上

3 審査対象者

審査の対象者は、和歌山県内に住所を有する者若しくは所属する営業所が和歌山県内にある者又は和歌山県公安委員会交付の警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第8条の合格証の交付を受けている者であって、次の(1)から(9)までのそれぞれの要件に該当するものとする。

(1) 空港保安警備業務1級

旧検定規則の規定による検定(以下「旧検定」とい

う。)の空港保安警備1級に合格した者(検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

(2) 空港保安警備業務2級

旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格した者(検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

(3) 施設警備業務1級

旧検定の常駐警備1級に合格した者(検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

(4) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備1級又は2級に合格した者(検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

(5) 交通誘導警備業務1級

旧検定の交通誘導警備1級に合格した者(検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

(6) 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格した者(検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

旧検定の核燃料物質等運搬警備1級又は2級に合格した者(検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

(8) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定の貴重品運搬警備1級に合格した者(検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

(9) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格した者(検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

4 審査の方法

学科試験及び実技試験とする。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 審査を希望する者の手続

(1) 事前申出期間

審査を希望する者(以下「審査希望者」という。)は、下記の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全企画課の審査受付専用電話(電話番号:073-423-3344)に電話し、審査希望の申出を行うこと。

なお、申出期間中であっても、申出者の人数が定員

の数に達したときは受付を締め切る。

区分	申出期間
第1回目	平成19年8月20日(月)から平成19年8月24日(金)までの5日間 (各日とも午前10時から午後5時までの間)
第2回目	平成19年10月15日(月)から平成19年10月19日(金)までの5日間 (各日とも午前10時から午後5時までの間)

(2) 事前申出時の注意事項

- ア 審査受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、審査希望者1名のみを受け付ける。
- ウ 1回の審査で、2以上の種別及び級の審査を受けることはできない。
- エ 申出は、受付担当者からの審査希望者に関する問い合わせ事項に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)
- オ 申出の際は、受付担当者の問いに返答するのみとし、申出者から質問等はしないこと。よって、この審査に関して不明な点がある場合は、事前に下記8の問い合わせ先へ確認しておくこと。

6 審査申請書等の提出に関する手続

(1) 審査申請書等提出期間

審査希望者のうち、上記5の(1)により申出を受付された者は、次の審査申請書等提出期間内に、(2)の書類等を(3)の警察署に提出すること(代理人による提出は受け付けない。)

なお、当該提出期間内に審査申請書等を提出しなかった者については、上記5の(1)により申出を受け付けられたことを無効とする(提出期間内に審査申請書等を提出することができない者からの提出期間変更等の要望には応じない。)

区分	審査申請書等提出期間
第1回目	平成19年8月29日(水)から平成19年8月31日(金)までの3日間 (各日とも午前9時から午後5時までの間) ※ 審査希望者自身が提出すること。
第2回目	平成19年10月29日(月)から平成19年10月31日(水)までの3日間 (各日とも午前9時から午後5時までの間) ※ 審査希望者自身が提出すること。

(2) 提出する審査申請書類等

- ア 審査申請書 1部
- イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1葉
- ウ 旧検定規則第8条の合格証の写し 1部
- エ 手数料 金 4,700円
手数料は、和歌山県証紙にて納付すること。
- オ その他
(ア) 和歌山県内に住所を有する者に対しては、住所

地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。) 1部

- (イ) 和歌山県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所が和歌山県内にあるものに対しては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書) 1部
- (ウ) 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある警備員に対しては、(ア)又は(イ)のいずれかの書面 1部
- (エ) 和歌山県公安委員会交付の旧検定規則第8条の合格証の交付を受けている者に対しては、(ア)及び(イ)の書面は不要

(3) 審査申請書等の提出先

- ア 和歌山県内に住所を有する者に対しては、住所を管轄する警察署
- イ 和歌山県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所が和歌山県内にあるものに対しては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- ウ 和歌山県内に住所を有し、かつ、その者が属する営業所が和歌山県内にある者に対しては、住所を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署
- エ 和歌山県公安委員会交付の旧検定規則第8条の合格証の交付を受けている者に対しては、和歌山県内の警察署

7 その他

- (1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参すること。
- (2) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。

8 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全企画課警備係(電話番号: 073-423-0110(内線 3027))